

## 第9回 横浜市税制研究会 議事録

**日時** 3月10日(火) 午前10時30分から午後12時まで  
**会場** 市庁舎2F応接室  
**出席者** <委員>青木宗明委員 金澤史男委員 柴由花委員 田谷聡委員  
<市側>阿部副市長 徳江主税部長  
<関係局>吉田環境創造局みどりアップ推進担当理事  
高橋環境創造局総合企画部長・地球温暖化対策事業本部担当部長  
鯉淵政策部担当部長 ほか  
<事務局>行政運営調整局税制課

### 資料

- 【資料1】横浜市税制研究会委員名簿
- 【資料2】「横浜の緑の保全・創造施策と財源確保に関する市民意識調査」の結果について
- 【資料3】広報よこはま特別号「横浜の緑を守る！」
- 【資料4】横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向けた新たな税制案について
- 【資料5】横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向けた新たな税制案に対する市民意見募集の実施結果について（概要版）
- 【資料6】横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向けた新たな税制案に対する市民意見募集の実施結果について
- 【資料7】横浜みどり税条例の制定について
- 【資料8】横浜みどり税条例（平成20年12月15日横浜市条例第51号）
- 【資料9】市第87号議案 横浜みどり税条例 附帯意見
- 【資料10】「緑豊かなまち横浜」の未来のために（横浜みどり税広報用チラシ）
- 【資料11】「広報よこはま」平成21年2月号
- 【資料12】横浜みどり税に関する広報（予定及び実施状況）
- 【資料13】平成21年度環境創造局予算概要（抜粋）
- 【資料14】横浜みどりアップ計画の推進について
- 【資料15】横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（案）
- 【資料16】横浜市脱温暖化行動方針ロードマップ／環境モデル都市アクションプラン（原案）概要版

- ◇ 事務局から、資料 2 から 12 に基づき、横浜みどり税条例の制定経過について、環境創造局から、資料 13 から 15 に基づき、横浜みどりアップ計画の推進と市民推進会議設置（案）について説明。（約 40 分）

（固定資産税及び都市計画税の特例措置の概要）

- 緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地に対するもの（第 5 条関係）
- ・ 対象  
緑化協議や緑化地域制度等に伴う緑化基準を超えて 5 % 以上の上乘せ緑化を行った建築物の敷地
  - ・ 軽減期間  
当該契約を締結した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 10 年度分
  - ・ 軽減額  
上乘せ緑化部分（特定緑化部分）に相当する税額の 1/4
  - ・ 軽減規模  
約 0.5 億円/年
- 指定された農業用施設用地に対するもの（第 6 条関係）
- ・ 対象  
農家の敷地内等にある農業用施設の用に供する土地（農業用施設用地）
  - ・ 軽減期間  
当該契約を締結し、指定を受けた日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 10 年度分
  - ・ 軽減額  
一般の農業用施設用地の税額との差額相当分（住宅敷地等と同じ宅地課税となるため、敷地外にある一般の農業用施設用地と比較して税負担が高い。）
  - ・ 軽減規模  
約 1 億円/年
- 緑化基準（括弧内は、横浜みどり税条例第 5 条各号に対応）
- ・ 緑の環境をつくり育てる条例第 6 条第 3 項の基準（1 号）  
既存建築物の判定の場合
  - ・ 緑の環境をつくり育てる条例第 9 条第 2 項の基準（2 号）  
新築の場合など（3～5 号の適用があるものを除く。）
  - ・ 横浜市開発事業の調整等に関する条例第 18 条第 2 項 4 号ア又は 9 号の基準（第 3 号）  
開発行為や斜面地の地下室建築物の場合など
  - ・ 緑化地域（4 号）  
緑化利域に指定されている場合など
  - ・ 工場立地法地域準則等の基準（5 号）

大規模工場（敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上等）の場合など

（市民推進会議の設置について(案)）

○ 主な役割

- ・ 施策・事業の市民への情報提供
- ・ 施策・事業の評価
- ・ 施策・事業に関する意見、提案
- ・ その他（緑の保全・創造の推進に関すること）

○組織の概要

幅広い主体が参加した組織構成とし、市長が委嘱する。委員任期は2年。

○構成員（15名以内）の内訳

- ・ 有識者5名  
学識経験者（緑地系、農業系、財政・税制系）等
- ・ 関係団体5名  
各種活動団体、経済団体等
- ・ 市民5名  
公募市民及び町内会・自治会代表

◇ 横浜みどり税条例の制定経過に係る説明に対する質疑応答（約10分）

- ・ 固定資産税等の軽減措置については、不均一課税を使っているとのことだが、公益性等に配慮したのか。

→ 横浜の中で緑である農地を残していくということ自体にまず公益性を認めたことが前提だが、中でも、特に農業用施設用地自体は、農家の敷地内にあるため、いわゆる宅地並みの課税がされ税負担が大きい。この点に着目し、実態としては、農家の敷地に存する一般農業施設用地、つまり、一般の農地並の課税と同じであろうということで、農家の敷地内にある農業用施設用地について農業用施設として継続することが担保できるものに限って、軽減を行っている。

- ・ 固定資産税等の軽減措置については、緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地と、指定された農業用施設用地が対象になっている。この2つが選ばれた背景は何か。また、この2つ以外の選択肢はなかったのか。

→ 緑化認定証交付対象の敷地については、税制研究会の中でもご議論をいただいたものである。また、農業用施設用地については環境創造局において設置された農政施策検討会で議論され、農家の敷地内の農業用施設用地につい

て固定資産税の負担軽減について提言された。これらをふまえ検討して導入したものである。

- ・ 緑化認定証を受けた建物敷地の軽減規模は約 0.5 億円である。農業用施設用地の軽減規模は約 1 億円であり、同程度の対象面積であるが、後者の方は倍相当となっている、何故か。

→ 農家の敷地内にある農業用施設用地は、いわゆる宅地並の課税による税負担となっている。これに対し、敷地外の農業用施設用地は一般農地並の税負担となっており、税負担の差が極めて大きくなっている。これに対し、緑化認定証交付を受けた建物敷地の軽減後と軽減前ではその税負担の差額は相対的に小さい。その結果、軽減規模では、農業用施設用地の規模が緑化認定証交付対象敷地に比較して、倍相当の開きとなっている。

- ・ 大規模マンションの公開空地は、みどり税条例第 5 条の 1 号から 5 号の軽減対象に入るのか。

→ 緑化認定交付等の軽減要件を満たせば対象となる。

- ・ 市会の附帯意見については、税制研究会の報告書でも書かせていただいた内容であり重要な事柄でもある。

#### ◇ 横浜みどリアップ計画の推進と市民推進会議設置（案）に係る説明に対する質疑応答（約 10 分）

- ・ 市民推進会議については、神奈川県と同様に要綱を作るのか。

→ 作る予定である。

- ・ この会議は、位置づけとしてはどういう組織になるのか。

→ 審議会に準じるものである。

- ・ 市民推進会議の構成員として、有識者や関係団体があるが、どういう方を想定しているのか。

→ 学識経験者は環境創造審議会の委員を、また、税財制関係では税制研究会

の委員を予定。関係団体では、市民活動をやっている団体や農業関係団体の代表の方を、経済団体としては商工会といった団体の代表の方を想定している。また、公募市民を4名ほど考えている。さらに、これまで横浜市町内会連合会にて施策等の説明を行う中で、自治会・町内会の代表の方々が大変関心をお持ちであることも踏まえ、横浜市町内会連合会の方に入っていただくことも考えている。

- ・ 市民推進会議はどこが所管するのか。

→ 環境創造局で所管し運営していく。

- ・ 予算を拝見すると、一番お金がかかるのは確実な担保、つまり買い取りのようだが、指定をすること、いわば担保することのため財源を確保するのがメインなのか否か。指定と同時に買い取りをしていくということであれば、財源を使うことになるが、担保だとすると単年度では使い切れない。すると、年度を跨いで留保したり、繰越ができる点が基金のメリットと思うがどうか。

→ 緑地保全の指定拡大の中で、基本的には土地所有者の方に万が一不測の事態が発生した時に買い取りをする。相続の発生等は想定どおりにいかないため、年度間調整という役割の部分も基金に持たせたい。

- ・ 買い取りについて、資料13「予算概要」の59ページでは「指定拡大に伴う樹林地の買取りをさらに進めます」と書かれており、65ページでは「不測の事態に対応した樹林地の買取りをおこないます」と書かれていて使い分けがされているようだが。

→ 資料13「予算概要」65ページについては、今まで税を充てずに行ってきた部分であり、みどり税を充当しない。56ページについては、既存の指定拡大を増やす中で、新たな不測の事態に対する対応が必要であるという点から、分けている形で掲載している。

- ・ 例えば、住民から「24億でいくら使って農地や山林といった緑を買ったのか。24億のどの程度緑地を買う資金となったのか。あるいは、24億のうち大半が色々な団体の移転的な経費なのか。どのように緑の保全に繋がっていくのか。」という質問を受けたときに、どういう説明をしていくのか。

→ 資料13「予算概要」の55ページと56ページに掲載している横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業費一覧をご覧いただきたい。概ね、今後

5年間は基本的にこういった形で用途の区分けをしていこうと考えている。表の「横浜みどり税の充当」欄は予算額の規模である。この表の施策方針中の「確実な担保」欄、将来にわたって残していく部分の金額を見ていただくと、「確実な担保」欄の買取りに係る26億円にはみどり税にプラスして国費、市債その他の財源が入っている形になるので、より多くなっている。さらに、「安全・明るい森づくり」、「森づくりリーダー育成事業」等といった施策については、指定拡大とともに増えていく事業。ざっと見ると、やはり投資の方が大きい。この区分けについては、税制研究会でもご議論いただいたが、税の用途としては保全措置が講じられた樹林地の買取りや市民が身近に実感できるような緑化の推進が適用である。一方で、個人の所得保障や移転産業の個人支援につながるものは既存財源等の中で行うべきといったご指摘をいただいたものをベースに区分けしている。

- ・ 固定資産税等の軽減については、認定した後のチェック体制のようなものを作る予定はあるのか。

→ 具体的には今後検討していく。

- ・ 今の指摘は、軽減のところどころで大事どころだと思うので、来年度以降も適宜の報告について検討していただきたい。

◇ 地球温暖化対策事業本部から、資料16に基づき、横浜市の地球温暖化対策等に関して説明。(約15分)

(座長) 本日は、横浜市の地球温暖化対策等に関して説明を受けた。地球温暖化対策は税制という面からも取り組まざるを得ないテーマ、また取り組みたいテーマでもあり、中長期的にも必ず入ってくる検討テーマかと思う。来年度以降の税制研究会のテーマとなってくるだろうと思うが、具体的には、今後、4月以降あらためて市からご説明をいただき検討していくことになろうかと思う。

◇ 閉会。